(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前 A	九・五〇～一八・〇〇メートル	四三・四八六キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	六・八九～二二・〇〇メートル	一八・七三四キロメートル	
	C	一〇・〇〇～一二〇・〇〇メートル	六・〇一〇キロメートル	
	後 A	九・五〇～一八〇・〇〇メートル	四三・四八六キロメートル	
	B	六・八九～二二五・〇〇メートル	一八・七三四キロメートル	
	C	一〇・〇〇～一二〇・〇〇メートル	六・〇一〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　中国地方整備局長　川崎　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
廿日市市宮島口一丁目九〇八番一地内	前	一二・一六～一二・五七メートル	〇・〇四〇キロメートル
	後	一二・一六～一八・〇〇メートル	〇・〇四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　中国地方整備局長　川崎　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬字新道七六八番から同県同郡同町大字市瀬字新道七六四番まで	前	一六・八〇～二六・六〇メートル	〇・〇三二キロメートル
	後	一八・一〇～三九・〇〇メートル	〇・〇三二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	高知県吾川郡いの町波川字五百地一〇一番一から同町波川字神楽田一三番九まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月十六日

○四国地方整備局告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　三十三号　高知県吾川郡いの町波川字五百地一〇一番一から同町波川字神楽田一三番九まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年四月十六日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　沖縄総合事務局長　能登　靖

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県国頭郡金武町字金武名古川原一〇四四八番から同町字金武渡慶頭原八〇四六番一まで	前 A	一四・四〇～五七・〇〇メートル	三・八一四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一五・三〇～一〇一・一七	四・五五七	
	後 A	一四・四〇～五七・〇〇メートル	三・八一四キロメートル	
	B	一五・三〇～一〇一・一七	四・五五七	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　沖縄総合事務局長　能登　靖

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県国頭郡金武町字金武福花原一二一三六番一から同町字金武福花原一二一三九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月十六日